

東部ドイツ農業の現状

— 南部地域の調査結果から —

The Present Situation of the Agriculture in Eastern Germany
— The Case of Thuringia and Saxony —

中 林 吉 幸
NAKABAYASHI, Yoshiyuki

はじめに

1990年に旧東ドイツが旧西ドイツに統合され、それまで旧東ドイツの農業経営の太宗を占めていた集団農場「農業生産協同組合 (LPG)」が解体・民営化されたが、その際、LPGの多くは民営化の過程においてその経営農地ならびに保有農業機械 (= 農業経営構造) を維持するために、会社形態あるいは「協同組合」という形態を選択した (東部ドイツでの聞き取り調査による)。これら大規模農企業は実際には経営規模階層で言えば、おおよそで1000ha以上層と考えて大きな間違いはないであろう。これら経営は旧東ドイツにおける農企業数としては僅かな比率を占める (2001年で総経営数の5.6%) に過ぎないが、経営耕地面積に関しては総面積の50%を占めている (2001年) のである。その際、これら大経営においては借地の割合が90%を越える。ドイツ連邦政府はかつての集団農場が分割されて、農民家族経営が支配的になることを期待していたが、現状においては展開は連邦政府の期待とは大きく異なっている。

これら農業大経営の存続・発展については、92年の欧州連合の「農業改革」による休耕を条件とする直接所得補償ならびにドイツ連邦政府の旧東ドイツに対する巨額の復興投資が追い風となった。ただし、今後の展開については厳し

キーワード: ドイツ農業、農地、賃貸借
german agriculture, arable land, lease of arable land

くることが予想される。すなわち、2003年6月末の欧州連合農相理事会によって合意された新たな「農業改革」は、大規模経営への補助金の削減を予定している^{註1)}。従って、今まで農業大企業が受給していた1経営当りにしてかなりの額に上る補助金が漸次削減されることになる。そのような状況にこれらの企業はどのように対応するのであろうか。

本稿の課題は東部ドイツの南部地域における農業大経営の経営の実情を現地調査に基づいて報告し、そこから見えてくる東部ドイツ農業の現状ならびに課題を検討することである。東部ドイツ農業に関しては日本では情報が非常に限られているのが現状である^{註2)}。本稿が東部ドイツ農業情報の一部をカバーできれば幸いである。

1. 調査農企業の農業経営構造

(1) 東部ドイツにおける経営規模別農企業数、同耕地面積の動き

調査を行ったのは2002年の1月から3月にかけてである。対象地域は東部ドイツの南部に位置するチューリンゲン州のほぼ全域に分布する8経営、そして南東部に位置するザクセン州ライプチヒ市近郊の7経営である。これらの経営の選抜に関してはInstitut für Agrarentwicklung in Mittel- und Osteuropa, Halleのペーター・ティラック (Peter Tillack) 教授に依頼した。教授はそれを二つの州の「ドイツ農民連盟」支部に依頼し、そこから15の経営が仲介された。その際、教授には「大経営を調査したい」という意向を伝えてあったが、2経営に関してはかならずしもそれに該当しないが、ここではそれを含めて検討する。大経営を調査したいと思ったのは、東部ドイツで支配的な経営が大経営であるからである。西部ドイツ地域で圧倒的に支配的な家族経営は東部ドイツでは支配的ではないのである。調査した15経営は多いとはいえないが、しかし統計では見えてこないことが調査で見えてくる。なお、大経営とはここではおおよそで1,000ha以上層を呼ぶこととする。

まず調査対象となった州全体の経営規模別農企業数の推移であるが、チュー

リンゲン州、ザクセン州ともに、特異な動きを示しているのが1から10ha層である。この階層は数としてはかなり多いが、チューリンゲンでは97年、ザクセンでは94年をピークにしてその後減少している。それ以外の階層では100ha以上層が両州で順調に増加している。特にチューリンゲン州でそれがはっきりしている。

次に調査対象地域全体の経営規模別耕地総面積の推移であるが、まず両州ともに100ha以上層の総面積が断然多く、チューリンゲン州で75万ha弱、ザクセン州で80万haほどを占めている。それ以外の階層では50から100ha層がかなり大きな面積を占めている。

表1 東部ドイツの規模別農企業数

経営規模 (ha)	2000年 経営数		2001年 経営数	
	実数(1000)	%	実数(1000)	%
2-10	9.1	33.1	9.6	33.8
10-20	3.6	13.1	3.8	13.4
20-30	1.7	6.2	1.7	6.0
30-50	1.9	6.9	2.0	7.0
50-100	2.5	9.1	2.5	8.8
100-200	2.7	9.8	2.7	9.5
200-500	2.9	10.5	3.0	10.6
500-1000	1.5	5.5	1.5	5.3
1000以上	1.6	5.8	1.6	5.6
合計	27.5	100.0	28.4	100.0
2ha未満	2.2		2.3	

出典：Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht 2002
der Bundesregierung, Anhang p. 10より作成。

表2 東部ドイツの経営規模別耕地面積

経営規模 (ha)	2000年 耕地面積(ha)		2001年 耕地面積(ha)	
	実数(1000)	%	実数(1000)	%
2-10	44.4	0.8	45.7	0.8
10-20	52.7	0.9	55.3	1.0
20-30	41.8	0.7	42.6	0.8
30-50	74.5	1.3	77.0	1.4
50-100	183.5	3.3	179.6	3.2
100-200	392.3	7.0	393.7	7.0
200-500	925.9	16.5	940.6	16.8
500-1000	1,058.2	18.9	1,062.7	19.0
1000以上	2,830.2	50.5	2,800.3	50.0
合計	5,603.5	100.0	5,597.5	100.0
2ha未満	1.3		1.4	

出典：上表と同じ箇所より作成。

表1、2は2000年、2001年における旧東ドイツ全体の経営規模別企業数、経営規模別耕地面積である。この2つの表からわかるように、(2ha以上)10ha未満層は経営数では2000年、2001年に33%から34%を占めるが、総耕地面積に占める比率は両年ともに0.8%にすぎない。以上の10ha未満層を含む100ha未満層の総経営数にしめる割合は2000年、2001年にそれぞれ68%、69%を占めるが、総耕地面積に占めるそれら経営の耕地面積は両年ともに7%程度に過ぎない。それ以外、つまり100ha以上の階層は、総経営数に占める比率は両年度において7%程度であるが、総耕地面積に占める割合は93%に達する。特に1000ha以上層は経営総数に占める比率では両年度において6%弱であるが、総耕地面積に占めるその比率は50%を越える。ただし、1000ha未満の階層は、経営数ならびに耕地面積ともに増加する傾向を示している。1000ha以上の階層だけが、経営数、総経営数に占める比率ならびに耕地面積、総耕地面積に占める比率を減らしている^{註3)}。

調査した地域では統計的に各階層の総面積が全体の面積のなかでどの程度の比率を示すかであるが、2001年時点でチューリングゲン州では、100ha以上の経営規模階層は総耕地面積の92.8%を占めている。ザクセン州では100ha以上層が87.7%である^{註4)}。

以上のように、調査地域においては経営規模階層別で見た場合、100ha以上層という経営規模がかなり大きな階層がチューリングゲン州において経営数の比率で26.1%、耕地面積の比率で92.8%、ザクセン州において経営数の比率で18.4%、耕地面積の比率で87.7%を占めている。経営総数の18.4%から26%を占めるに過ぎない規模の大きな経営が経営面積では90%前後という圧倒的な耕地面積を経営している。

今回調査の対象となった15の農企業はすべて100ha以上を経営する農企業である。そのなかに134haを経営する家族専業経営がある。それから考えると、野菜あるいは果樹作のような労働集約的な経営を除外すれば、経営面積100ha未満の農企業の多くは、兼業経営であると思われる。

(2) 調査農企業の栽培作物・飼養家畜

調査した農企業がどのような作物・家畜を栽培・飼養しているか。まずチューリンゲン州については、穀物、油糧種子（食用）は8社全部の経営で栽培されている。飼料（牧草）、サイロ用コーンもかなりの経営で栽培されている。その他には砂糖大根が4社の経営で栽培されている。それ以外の作物の栽培は多くない。休耕に関しては、穀物、コーン、油糧種子、蛋白含有植物、亜麻種子の栽培をする土地が対象となっており^{註5)}、2006/07経済年度（2006年7月1日から2007年6月30日まで）までは休耕面積はこれらの土地の10%に決められている^{註6)}。従来あった小規模生産者に関する特別規則はAgenda 2000の決議によって廃止された^{註7)}。調査農企業においても休耕が実施されている。

家畜について。全く家畜を飼っていない経営が1社（経営番号7）ある。その他の農企業では、乳牛を飼っている経営が多い。牛乳の生産については、92年のEU共通農業政策改革時に全く手がつけられなかった部門である。従って、従来は農企業にとっては乳牛飼養も収益性の高い部門であった^{註8)}。肥育牛、繁殖母牛、生産豚を飼っているのは2ないし3つの経営であり、羊を買っている経営が1社ある。

次にザクセン州ライプチヒ市近郊農企業においては、穀物、油糧種子、砂糖大根がすべての経営で栽培されている。その他の主要な作物としては飼料（牧草）、サイロ用コーンが栽培されている。休耕も行っている。

家畜の飼養について。家畜を飼養していない経営は1社（経営番号9）ある。その他の経営では乳牛を飼っているのが4経営、その他に繁殖母牛、肥育豚、羊を飼っている経営がある。

(3) 労働力

表3から、チューリンゲン州では経営番号4番の家族経営を除くと、全ての経営で常雇労働力を雇っている。その雇用者数は、3人から97人と経営によってばらつきが大きい。常雇の平均年齢は30代から40代である。その他に季節労働力を雇い、実習生を受け入れている。

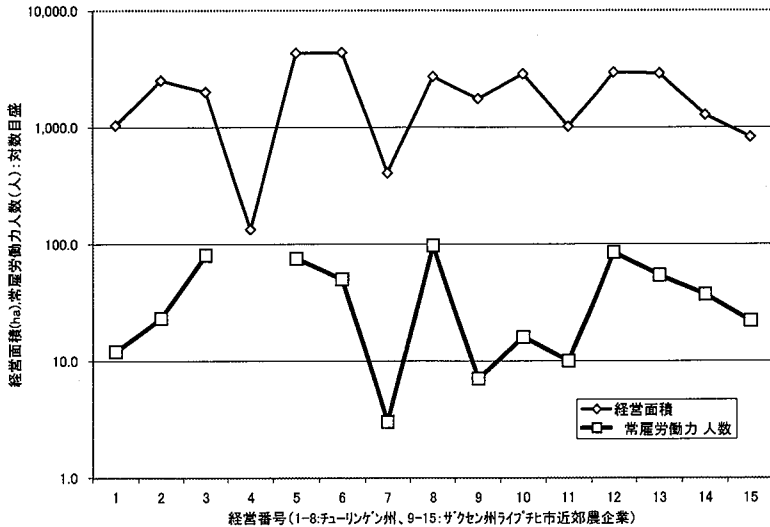
表3 チューリンゲン州、ザクセン州ライプチヒ市近郊農企業の労働力

経営番号	経営面積	経営者			常雇労働力		季節雇用労働力		実習生			
		経営者性別	経営者数	年齢	換算労働力	人数	平均年齢	人数	雇用時間	人数	年齢	換算労働力
1	1,037.0	男、男、女	3	62	3.00	12				3		
2	2,510.0	男	1	60	1.00	23	42	2		5	17	5.00
3	1,990.0	男、男、女	3	48	3.00	80	35	3~4	200時間	8	17	2.00
4	134.0	男	1	38	1.00			1	500時間			
5	4,295.0	男	1	63	1.00	75	45	9		9	17	4.50
6	4,350.2	男、?	2	56	2.00	50	47			7	18	
7	406.3	男、男、男	3	56/31/28	1.50	3	36/36/28					
8	2,700.0	男	1	61	1.00	97	40	5	180時間	3	17	3.00
9	1,750.0	男	1	61	1.00	7	50	2				
10	2,840.0	男	1	60	1.00	16	45	3	4ヶ月	1	18	1.00
11	1,012.0	男	1	49	1.00	10	40			2	19	1.50
12	2,933.0	男、?	2	43/53	2.00	85	52	5	4週間	4	17	4.00
13	2,870.0	男	1	43	1.00	54	42			9	18	9.00
14	1,275.0	男、?	2	53/54	1.50	37	41			1	17	1.00
15	828.0	男、?	2	60/32	2.00	22	20~55	4	3ヶ月	3	16~17	1.00

* 経営番号1から8はチューリンゲン州、9から15はザクセン州ライプチヒ市近郊農企業。

** ?マークは性別が不明であることを示す。

図1 東部ドイツにおける農地経営面積と常雇労働力



註：出所は現地調査結果である。

ザクセン州ライプチヒ市近郊においても、すべての経営で7人から85人の常雇労働力そして2人から5人の季節労働力を雇い、実習生を受け入れている。常雇の平均年齢は40代から50代である。

図1は農企業の経営面積と常雇労働力人数を表している。この図から、経営

耕地面積と常雇労働力人数がおおよそでパラレルな関係にあるといえる。すなわち、経営規模が大きくなれば、一般的には常雇労働者の数も大きくなると考えていいであろう。この図で番号4の経営では常雇がいない。すなわち、ゼロは対数目盛では表示されない。

2. 調査農企業の法形態・企業創設の契機・投下資本額

(1) 農企業の法形態

表4 チューリンゲン州農企業の法形態

経営番号	ドイツ語表記	日本語表記
1	GmbH & Co. KG*	有限合資会社
2	e. G.	登記済み協同組合
3	e. G.	登記済み協同組合
4	Einzelunternehmen	農家
5	GmbH	有限会社
6	GmbH	有限会社
7	GbR	民法上の組合
8	GmbH & Co. KG*	有限合資会社

表5 ザクセン州ライプチヒ市近郊農企業の法形態

経営番号	ドイツ語表記	日本語表記
9	GmbH & Co. KG*	有限合資会社
10	KG	合資会社
11	GmbH	有限会社
12	e. G.	登記済み協同組合
13	GmbH & Co. KG*	有限合資会社
14	e. G.	登記済み協同組合
15	e. G.	登記済み協同組合

*ドイツにおいては有限会社が無限責任社員になっている合資会社を有限合資会社 (GmbH & Co. KG) と呼び、実務上広く利用されている。デュッセルドルフ日本商工会議所ウェブサイト (<http://www.jihk.de/jp/?t=13100>) 参照。

表4、5からは州による法律上の企業形態の違いは見出せない。表4を見ればわかるように、日本でいう純粋な家族経営による農企業は経営番号4番だけである。その他では経営番号7番が「民法上の組合」であるが、ここでは常雇の労働者を3名雇っている。この経営は父親と男の子ども2人、合計3名が役員である。その意味では家族経営を越えた範疇に属する。この2つ以外は、企業形態として会社あるいは「登記済み協同組合」であり、かなりの数の労働者

を雇っている。

これらの農企業の呼称上の違いは、経営規模の格差をさほど表すものではないようである。すなわち登記済み協同組合のなかに経営規模の小さなものが見られるが、他方でかなり大きなものもある。

(2) 経営創設の契機、企業創設の時期、経営者の以前の職業

まず、企業創設の契機であるが、表6、7に見られるように、旧LPGに由来する農企業では、LPGの解体に伴って民営化を迫られた結果である。「LPG解体後の選択肢から選択した」、「LPGからの経営転換」、「LPG時代の大規模構造・資本を維持するため」、「農業適応法に基づき企業創設」、「LPGの解散（によって今の農場の法形態を選んだ）」、「(LPG解体の)強制」、「構造再編」と回答している。^{註9)}

表6 チューリンゲン州農企業の企業創設の契機

企業創設年	現在の経営形態	以前の経営形態	経営者の以前の職業	農企業創設契機	
1	1991	有限会社・合資会社	農業生産組合(LPG)	農業エンジニア	LPG解体後の選択肢から選択した
2	1991	登記済み協同組合	農業生産組合(LPG)	農学士	LPGからの経営転換
3	1991	登記済み協同組合	農業生産組合(LPG)	農民	LPG時代の大規模構造・資本を維持するため
4	1990	農家	LPGの組合員	肥育牛生産機械工	LPGから独立して経営を行う
5	1991	有限会社	農業生産組合(LPG)	農民	農民(LPG組合員)の資産を維持するため
6	1991	有限会社	農業生産組合(LPG)		
7	1991	民法上の組合	旧西独から来た	農民	2番目の息子も農民になりたかったから
8	1991	有限会社・合資会社	農業生産組合(LPG)	LPG議長	「農業適応法」に基づき2つのLPGを統合した

これに対して旧西ドイツ出身の2名の経営者については、1人は長男が西ドイツですでに農場を経営しており、次男も農場経営を希望したことが企業創設の契機であった。もう1名については、再統一に際してチャンスを活かすためだった、と回答している。この企業は「信託公社(Treuhandanstalt)」を介して農地を賃借し、3,000haに近い巨大な農場を経営している。

次に、農企業創設の時期であるが、すべてが90、91、92年に創設されている。当該企業の以前の経営形態としては15の経営のうち、12(80%)までがかつてのLPGである。これにLPGのかつての組合員であった家族経営を入れると、15経営中13経営(86.7%)がLPGに由来していることになる。残りの2つの経

表7 ザクセン州ライプチヒ市近郊農企業の企業創設の契機

	企業創設年	現在の経営形態	以前の経営形態	経営者の以前の職業	農企業創設契機
9	1991	有限会社・合資会社	農業生産組合(LPG)	農民	LPGの解散
10	1992	合資会社	旧西独から来た	農民	チャンスを活かす。92年に前任者より引き継ぐ
11	1991	有限会社	農業生産組合(LPG)	農場経営者	強制
12	1991	登記済み協同組合	農業生産組合(LPG)	農民	構造再編
13	1991	有限会社・合資会社	農業生産組合(LPG)	農民	「農業適応法」に基づいて
14	1991	登記済み協同組合	農業生産組合(LPG)	技師	LPGからの転換
15	1991	登記済み協同組合	農業生産組合(LPG)	LPG議長	「農業適応法」に基づいて

営はドイツ統一後に旧西ドイツからやってきて「信託公社」を通して、借地を獲得したケースである。

現経営者の以前の職業は、旧LPGにおいては農民というケースが多いが、多くは旧LPGの幹部だったようである。というのも、いくつかの農企業における聞き取りの際に次のような話を聞いたからである。すなわち90年の統一後に旧LPGの幹部として「パージ」されたが、その後数年たって、再編成された農企業の役員会によって経営者として再び迎えられたというのである。従って旧LPG議長であったという回答が2つの経営であるが、これは正直な回答なのである。

以上に関して、2003年12月から翌年1月まで東部ドイツ・メクレンブルク・フォアポメルン州で1ヶ月間農業経営の調査を行ったが、その際に「チューネン博物館」を訪れ、上記の話をした。すると、かつてのLPGの組合員だった男性が次のように説明してくれた。LPGの幹部になれた人物たちは、もともと幹部候補生として教育を受けてきたエリートであった。農場経営の教育も当然受けてきていた。それ以外の一般の労働者は多くが単純労働者であった。経営のノウハウをほとんど知らない状態であった。従って、LPGが民営化された際にパージされた人々が数年で呼び戻されたのは、もともと経営者としての教育を備えていたから当然である、ということであった。

これらの旧LPG出身経営者の幾人かによれば、旧LPGは単なる農業の生産組織ではなかったようだ。すなわち、旧LPGには学校、病院、保育所等が併設され、一種の共同体であったという。それらの方々の話しぶりからは、旧LPGが決して悪いものであったとは考えていないようである。仕方なく今の経営形態

に変えた、という話しぶりであった。このような話を聞くと、旧LPGに由来する現在の農企業におけるかなり多いと思われる常雇労働者数は、かつてのLPG時代の名残りとして、相互扶助的に余分な労働者を抱え込んでいるのではないかとも思われる。旧東部ドイツでは特に農村地帯における失業率が現在でもかなり高いという状況も関係しているのではなからうか。この点に関しては今後の調査で確認が必要である。

旧西ドイツから来た2人の経営者はもともと旧西ドイツでも農民であり、かつそこではかなり規模の大きな農場を経営していて、今もその経営を維持している。

(3) 経営創設時の出資資本額並びに創設時の銀行からの借入額、現在の銀行借入額

経営を創設した当時、経営に参加した構成員が出資した資本総額は、最低が7万マルク（1マルク70円として490万円）、最高が17百万マルク（11億9千万円）と、経営によって大分幅がある。4番の農企業はいわゆる普通の家族経営であるが、この経営では自己の家族経営創設のための出資金額は回答が無く、それまでの貯蓄を利用したという回答であった。

経営創設時の銀行からの借入額は、全く無いという回答が7社である。それ以外は最低40万マルク（2,800万円）、最高380万マルク（2億6千6百万円）となっている。

この銀行からの借り入れ額が現在どのくらいあるかであるが、回答には創設時には借り入れが無く、途中で借り入れた額を回答した企業もある。そういう留保つきであるが、現在の銀行借入額は全く無い、が4社である。その他では最低40万マルク（2,800万円）、最高300万マルク（2億1千万円）と回答している。

表8 チューリンゲン、ザクセン各州における借地率の推移

地域	1993	1995	1997	1999
チューリンゲン州	96.6	96.4	94.4	93.6
ザクセン州	91.8	92.5	90.9	89.5

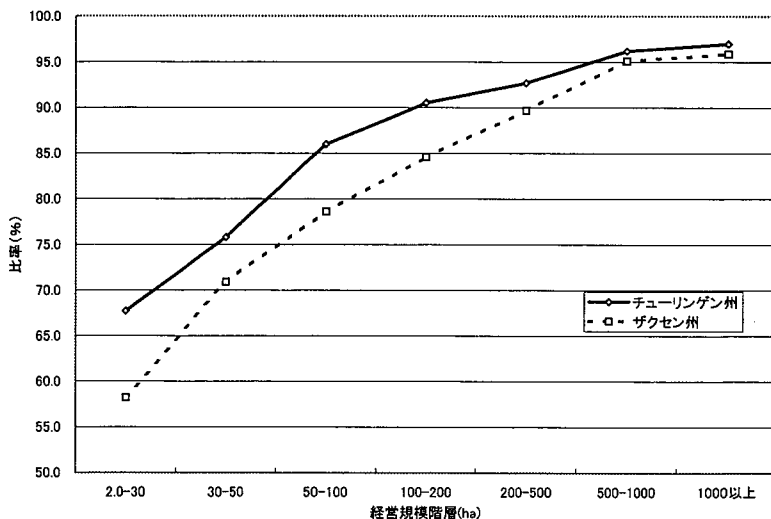
出典：Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3 Reihe 2.1.6, Eigentums- und Pachtverhältnisse, METZLER & PESCHEL, 各年班より作成。

3. 借地

(1) 借地率

93年から99年における借地率の推移を表している表8を見ると、2つの州ともに、借地率の減少を確認できる。また、図2から99年における経営規模別借地率を見ると、規模が大きくなるほど借地率も高くなっている。2002年1月から3月にかけて調査した農企業に関しては、経営番号4番と7番を除いて、すべて借地率が90%を越えている。4番と7番の経営では借地率がかなり低いが、経営規模が134ha、406.3haとかなり小さく、統計上のデータの傾向と一致する。

図2 チューリンゲン州、ザクセン州における経営規模別借地率 1999年統計値

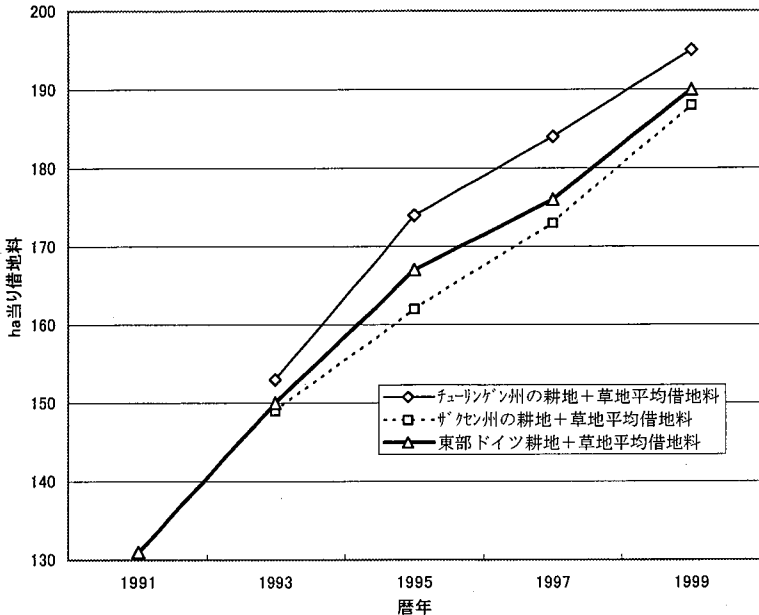


出典：Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3, Agrarstrukturerhebung/Landwirtschaftszählung Reihe 2.1.6 Eigentums- und Pachtverhältnisse 1999, p.30, p.33より作成・作図。

(2) ha当たり借地料

図3に見られるように、ha当り借地料は、統計データでは2つの州ともに、そして東部ドイツ平均で見ても急速に上昇している。

図3 チューリンゲン州・ザクセン州・東部ドイツ全体のha当り平均借地料の動向（統計値）



出典：Land- und Forstwirtschaft, Fischerei, Fachserie 3, Reihe 2.1.8 Pachtfläche und Pachtpreise 隔年版より作成。

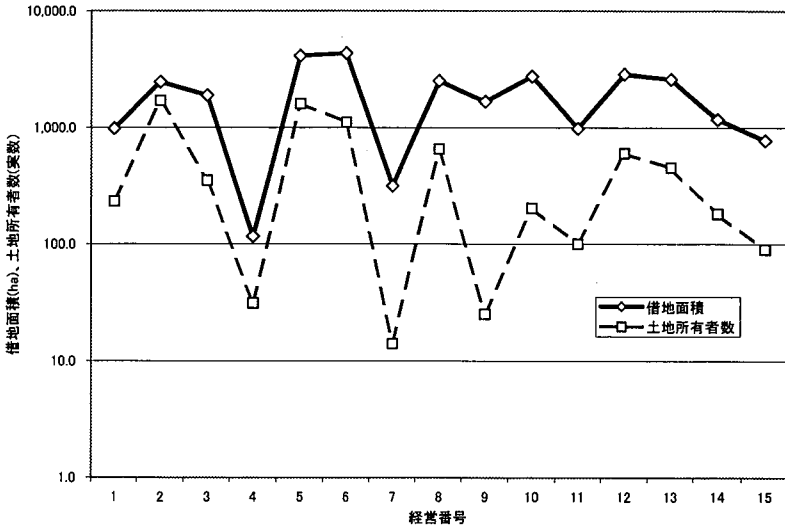
(3) 経営規模別借地料

経営規模別ha当り借地料は、東部ドイツ全体で99年の統計データではおおよそで、経営規模が大きくなると借地料も低くなっている。

(4) 借地面積と土地所有者数

図4が示すように、調査結果からは、一般的に、耕地面積が大きくなればなるほど、土地所有者の数も増える。「借地面積が大きくなればなるほど、土地所有者の数も増える」といえる。

図4 借地面積と土地所有者数



(5) 借地期間

借地期間は、最短で1年、平均で12年から15年、最長で15年から20年である。ほとんどの場合、借地契約書を作成している。1年というような短期の借地の場合には口頭での契約もなされる。

(6) 借地筆数

回答した経営11についての借地筆数は表9のようである。借地の筆数が100未満である経営が1つ、5,000以上が3つ、その間のものが7つある。一般的には筆数はかなり多い。言い換えれば、借地する側は小さな地片をたくさん借りているということになる。借りている土地が団地になっているケースはそれほど多くない。

表9 東部ドイツ借地筆数：チューリンゲン州、ザクセン州ライプチヒ市近郊農企業

経営番号	単位：個数				
	100未満	100-499	500-999	1,000-4,999	5,000以上
1	1				
2					1
3				1	
4		1			
5		1			
7			1		
8					1
10				1	
11			1		
12					1
14		1			
計	1	3	2	2	3

注：経営番号1-8はチューリンゲン州、9-14はザクセン州ライプチヒ市近郊農企業である。

(7) 土地所有者の居所

調査結果からは、土地所有者の過半数以上が同じ集落ないし自治体に住んでいると回答している。

(8) 土地所有者が土地を貸した理由

土地所有者が土地を貸した理由（重複回答）としては、経営の断念が2社、借地契約の満了（賃貸先の変更）が1社、「土地所有者が農場で就業せず」が14社、「農企業への旧来よりの連帯から」1社、「LPGから解雇されて・LPGから離脱して」が各1社、農企業の社員（出資者）・協同組合の組合員（出資者）各1人となっている。このうち「土地所有者が農場で就業せず」とは、土地を農企業に貸している・現物出資しているが、従業員ではない場合である。農企業への土地貸付者・土地現物出資者が従業員である場合もかなりあるようである。

(9) 土地所有者の職業

土地所有者の職業は、農企業からのヒアリングによれば（複数選択可・自由記述）、公務員を含む給与所得者という回答が27%、年金生活者15%、教会・自治体が各13%、「信託庁」（厳密には「土地利活用・管理有限合資会社（BVVG）」）が12%、自営業者が11%、農民が9%となっている。

(10) 借地面積の動き

東部ドイツにおける経営規模階層1000ha以上層は、経営耕地の90%以上が借地である。それでは今回調査した経営に関して、借地面積に変動はあるのだろうか。借地を増加させているのは、経営番号2、同4、同7だけである。

2番は90年においては246haであったのが、91年には1,000haを越え、93年には2,000haを越えている。97年にピークの2,645haになってからはほぼ安定的な動きを見せている。なぜこのように大きく変動してきたのかは不明である。4番は家族経営の農企業であり1990年の36haから2002年の134haに増加させている。7番は東西ドイツ統合後に西ドイツからやってきて借地をした農企業であり、1991年に260haだったのが、2002年には406haに増やしている。

これに対して、調査経営15のうち、12経営すなわち調査農企業全体の80%の経営が借地面積を減少させている。そのなかで借地減少の理由がはっきりしているものから、その理由を見てみよう。経営番号5については、商業地域（用途転用）、住宅地域（同）、道路建設を理由に挙げている。同8については、建築用地、道路用地、ゴルフ場用地への転用のために借地が減った。同9では土地所有者あるいは「信託庁」が他の借地人へ借地人の変更を行ったため、またインフラ整備のためとしている。同10については、大都市（ライプチヒ市）の近くだから、と回答している。これは想像するに、住宅用地、商工業用地に対する需要が大きいことによるものと考えられる。同11については、「信託庁」による借地再配分、ならびに建築用地として転用のため、としている。同12については、アウトバーン建設、砂利採取場用地への転用のため、同13については、褐炭露天掘り採掘場、商業用地として転用され、借地が減ったとしている。同15では、土地所有者が別の借地人に貸し出したと回答している。

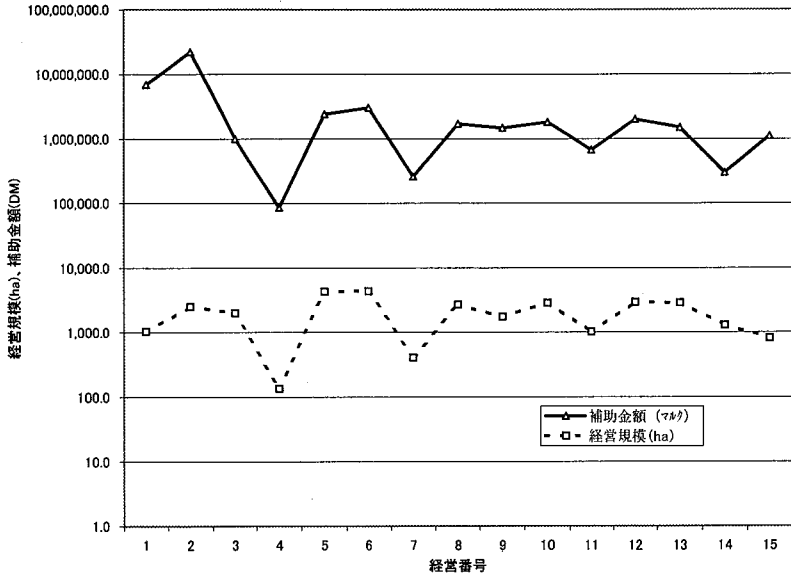
以上から、借地が減少する場合に以下の2つのケースがあることがわかる。すなわち、タイプ1として、建築地（商業用地、住宅用地）、あるいは道路用地、ゴルフ場用地、砂利・褐炭採掘用地、への転用（用途の変更）によるものである。タイプ2としては「信託庁」を含む賃貸者による賃貸先の変更によるものである。

(11) 補助金受給額

対数グラフになっている図5をみると、経営番号15を除くと年間受給補助金額（EUとドイツ連邦政府、州政府からの「直接所得補償」が主要なもの）はほぼ経営規模にパラレルになっている。経営規模が大きければ補助金額も大きいということである。

補助金の額は、最低8万5千マルク（595万円）、最高300万マルク（2億1千万円）と分散しているが、一般にかなりの金額である。日本円で1億円を超える補助金を8社の経営が受給している。

図5 調査農企業の経営規模と補助金額



この補助金の経営に対して持つ意味であるが、農企業の回答を見ると、「経営を継続するのに不可欠・重要である」あるいはそれと同じ意味と解釈される回答が13社であり、圧倒的に多い。残りの2社のうち1社は「補助金は純益となる」と回答している。もう1社は無回答である。

以上のように、補助金は経営継続にとって非常に重要だと認識されている。

同時に、それが年々少なくなっているようである。また、ヒアリングに際して、私が「補助金」という言葉を使用したのに対して、多くの経営者は「補助金と言う言葉は正確でない。農産物価格引き下げを補償するためのものである」と主張している。補助金ではない、正当に受け取る権利のある金だ、と言いたいのだと思われる。

以上から、経営規模がかなり大きい農企業においても、補助金を持つ意味はかなり大きいと判断できる。従って、欧州連合が今後東部ヨーロッパに拡大され、場合によっては今までの補助金が大幅に削減された場合、これらの農企業はどのように対応しようとするのであろうか。大きな課題であると同時に、経営規模が一般にかなり大きいだけに、経営の合理化がどの程度進んでいるのか、疑問に思われる点でもある。

4. 東部ドイツ調査農企業が抱える課題

ここでは3つの課題を検討したい。まず1つ目は、補助金についてである。現在多くの農企業にとって欧州連合からの補助金は経営上非常に重要なものである。しかし、この補助金は今後減少していくことは避けられない状況である。これまでの欧州連合の共通農業政策は介入価格の漸次的な引き下げ並びに直接所得補助の引き下げであった。これに加えて欧州連合の東部ヨーロッパへの拡大は、確実に旧加盟国への補助をさらに減らすことになるであろう。このような事態に対して、農企業はどのように対応しようとしているのであろうか？聞き取り調査からは経営者はそれを自覚しているものの、今のところさほど真剣には考えていないようである。多くは「大変なことはわかっている。コスト削減に努力するしかなかろう。」というものである。ひょっとして多くの経営者は、経営が困った事態になったら、ドイツ連邦政府あるいは州政府が助けてくれるはずだと考えているのであろうか。しかし農業政策の基本は欧州連合で決定される。ドイツ連邦政府、州政府が独自に行っている施策は多くはなく、予算も欧州連合のそれと比べるとずっと少ない。東西ドイツ統合に伴う復興投資

補助金が削減された時に農企業がとれる行動もそれほど多くは無かろう。コスト削減で対応することになるのではないか。そういう意味で、ある程度経営の中長期的な発展計画を作っておかないと今後経営上上で述べた困難が現実化したときに、対応が出来なくなるのではないかと思われる。

以上との関連で、2つ目の課題として、農企業が雇用している常雇労働者の数の問題である。常雇労働者が多すぎないか、ということである。ただし、東部ドイツでは、農業生産のみならず、その加工・直接販売をも手がけている企業が多いので、それらに従事する労働者を差し引いた純粋に農業労働に従事する常雇労働力の生産性を考える必要があるのだが、それにもかかわらず常雇労働者が多い印象を受ける。

3つ目の課題としては、借地料総額が経営に与える影響である。先に見たように農業大経営は90%以上を借地しており、ha当たり借地料も急速に上昇している。従って借地料総額が今後とも増加することが予想され、経営に与える影響が懸念される。これに農業大経営はどのように対応しようとするのか。

おわりに

以上、東部ドイツの南部での調査結果を述べてきた。以下では西部ドイツとの比較で東部ドイツ農業の主要な特徴を挙げる。まず、西部ドイツとは異なり、東部ドイツにおいては家族経営が主流ではない。耕地面積から見ると1,000ha以上を経営する大規模農企業が支配的である。借地率も東部ドイツで明確に高い。労働力に関しても、家族労働力を基礎とする西部ドイツと異なり、東部ドイツの大規模農企業においては常雇農業労働者を雇っているのが一般的である。企業の法形態としては、「登記済み協同組合」という形態が多い。その他には有限合資会社、有限会社、合資会社がある。経営創設の契機では、かつてのLPGからの転換がほとんどである。土地所有者が土地を貸し出した理由では、「土地所有者が農業で就業せず」が圧倒的に多い。かつてのLPGが解体・民営化された際に、かなり多くの旧組合員は解雇されたが、彼らの土地はLPGの後

継企業あるいは新たに設立された農企業に貸し出された、ということである。借地に関して、大規模農企業においては一般的に借地を減らしてきている。理由は、「用途の変更」と「賃貸者による賃貸先の変更」とがある。後者は100ha未満の階層の経営数の増加に対応する動きであろう。ただし、これらの動きが今後大経営体制を掘り崩すまでになるのかどうかといえば、そこまでの動きにはならないように思われる。補助金については、西部ドイツでも「経営にとって重要」とする回答が多いが、東部ドイツにおいても同じ回答が多い。

以上から、西部ドイツと東部ドイツとでは、経営規模、借地率、労働力、会社の法形態等の違いに基づいて、農業構造上著しい相違が在ると言わざるを得ない。今後このような相違が短期間になくなくなるとは考えにくい。それにもかかわらず、「補助金」に依存する経営という意味では東西ドイツともに同じである。

西部ドイツと東部ドイツとのこのような構造的な相違は歴史的な相違に由来する面があるので、東西ドイツそれぞれの地域にあった農業政策が今後とも相当期間必要になるであろう。

本稿では農企業の経営状況には触れなかったが、それは経営的な評価をすることがそれほど容易ではないことによる。しかし、この問題はさきに述べた大経営の課題と密接に関係する問題であるので、今後の課題としたい。

注記：チューリンゲン州、ザクセン州ライプチヒ市近郊の農企業調査に当ってはInstitut für Agrarentwicklung in Mittel- und Osteuropa, Halle のペーター・ティラック (Peter Tillack) 教授に農企業の仲介に際してお世話になった、感謝申し上げる。また、この研究所の学生で調査の支援してくれたArtur Bauer氏にも謝意を表したい。

註

註1 引用文献(5)を参照。

註2 日本で入手可能な分権としてはとりあえず引用文献(1)、(2)を参照。

註3 Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung, und Landwirtschaft; Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht 2002 der Bundesregierung, Anhang p.11.

註4 Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung, und Landwirtschaft; Ernährungs-

und agrarpolitischer Bericht 2002 der Bundesregierung, Anhang p.7.; Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3 Reihe 1 Ausgewählte Zahlen für die Agrarwirtschaft 2000, pp.22-25 ; -1999, pp.22-25.

註5 Bayerisches Staatsministerium für Landwirtschaft und Forsten; Bayerischer Agrarbericht 2002, p.173.

註6 Thüringer Bauernkalender 2002; Landwirtschaftliches Taschenbuch 8. Jahrgang, p.230.

註7 Bayerisches Staatsministerium für Landwirtschaft und Forsten, e.b.d.

註8 引用文献(5)によれば、2003年6月の農相理事会の決議に基づいて酪農製品の介入価格が引き下げられることになったので、乳牛飼養経営の収益は厳しくなるであろう。バターに関しては2004年から2007年にかけて25%、スキム・ミルク（粉乳）に関しては2004年から2006年にかけて15%それぞれ介入価格が引き下げられることになった。

註9 ここで「農業適応法」とは、旧東独時代のLPGその他の社会主義的な農場を資本主義的な農場に転換させるための法律である。

引用文献

- (1) 小倉武一編著『辯陶しいドイツ 旧東独農業の解体と再生』農文協、1993年。
- (2) 谷口信和解題翻訳「東ドイツ農業における企業形態の進化」『のびゆく農業』№911、農政調査委員会、2001年。
- (3) Bayerisches Staatsministerium für Landwirtschaft und Forsten; Bayerischer Agrarbericht 2002.
- (4) Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung, und Landwirtschaft; Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht 2002 der Bundesregierung.
- (5) European Union, PRESS RELEASE: EU fundamentally reforms its farm policy to accomplish sustainable farming in Europe, Reference: IP/03/898 Date: 26/06/2003.
- (6) Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3 Reihe 1 Ausgewählte Zahlen für die Agrarwirtschaft 1999, ; 2000.
- (7) Thüringer Bauernkalender 2002; Landwirtschaftliches Taschenbuch 8. Jahrgang.

以下はヒアリングの際にもらったパンフレットを訳出したものである。

参考資料

企業A Agrargenossenschaft e.G. (チューリンゲン州)

1989年1月に成立した「T農業生産協同組合」の後継企業である「K登記済農業協同組合」は1991年10月31日に創設された。耕地面積は2,400ha余で、そのうち60%以上が草地である。農地は53の自治体に属し、(157の耕牧地)、9,800余筆の農地からなる。土壌評価地(Bodenwertzahl)は18から30である。標高は520mから800mまでである。主な土質は粘板岩土ならびに石灰石風化土である。年降雨量は750から800mmである。「R登記済農業協同組合」ならびに「G有限責任会社」とともに総面積3,400余haの農地が耕作されている。チューリンゲンの森の山麓丘陵地帯は所有する家畜の子ならびに肥育受託牛の放牧地である。

農業協同組合の家畜として約2,000頭の牛がいるが、そのうちの約850頭は乳牛である。主

要生産部門は牛乳生産である。総じて提携企業は2,600余頭の牛、300頭の羊、そして1,000頭の豚を飼養している。

農地の耕作ならびに家畜の飼養のために40名の協同組合員が従事している。そのうちの3名は実習生である。

牛乳生産

生産の基礎は600万弱kgの牛乳参照量（生産割当て量）である。給餌は2種類の飼料成分が混合給餌車ならびに給餌装置を通してなされる。20%の乳牛が1日に3回搾乳される（これまでは2箇所の2頭ごとの搾乳スタンドで行われていた）。1997年には平均搾乳量は1頭当たり6,527kgであった。1頭あたり・年あたりの労働支出時間は35.2時間であった。これは将来新たな搾乳技術の導入で30時間未満になる。

子牛の出産は出産ボックスでなされる。生まれた子牛は最初の2週間は「イグルー」のなかで飼育される。その後引き続き給水・濃厚飼料自動給餌装置のついたグループボックスで飼育される。子牛の損失率は4.3%である。

搾乳カーセル（回転木馬）

ウェストファリア会社の自動回転子搾乳カーセルは新しい搾乳舎において40を超える搾乳箇所を利用可能にする。最新の標準に基づく技術的な装備には、騒音の少ない水循環真空ポンプ、搾乳マネージメント、乳量測定器、個別に調整可能な搾乳後自動装置、水・エネルギー最高使用時の省水・省エネ可能性、家畜から家畜へ（バック・フラッシュ）の病原体移転を減らすための搾乳装置に対する中間消毒、水による牛乳の事前冷却が属する。畜舎の建築によって新たな（搾乳のための）控えの畜舎建設のコストが節約できた。

穀物	568ha	
飼養家畜頭数		
乳牛	850頭	
基本的な未経産牛	254頭	
肥育牛	633頭	
子牛	271頭	
	1996年	1997年
経営成果(DM/ha)	52.1	63.3
費用率(%)	98.2	97.4
労働力投下 (農地100ha当り投下労働力数)	1.8	1.4
1労働力当り総生産額 (労働力当り千DM)	96.9	121.4
経営面積2,510ha		
組合員数(従業員数) 23名、実習生5名、季節労働者2名		

企業B FARM e.G. (チューリンゲン州)

経営面積2,000ha
従業員数80名、実習生8名、季節労働者数・年間3ないし4名

従業員内訳（年次ははつきりせず）

学士（エンジニア）2名、専門学校卒業生8名、マイスター（農業）2名
専門労働者59名、実習生9名

直接販売部門

クナウ（農企業所在地）肉屋、精肉・加工食品販売店各1店舗、上記以外に8つの精肉・加工食品販売店を営業している。

企業C Landwirtschaftsgesellschaft mbH（チューリンゲン州）

経営面積4,300ha

常雇従業員数50名、実習生7名

この企業は16の企業体からなる企業グループ（グループ名D）の1員である。総従業員数は約400名、この中には実習生を含む。この企業はこの地域において最大の雇用を提供している企業の1つである。

企業の種類

農業機械1社、農業生産業2社、自動車サービス・機械製造業1社、農産物加工業2社、屠殺-食肉・加工食品販売業1社、販売業（流通業）1社、コンピュータハード・ソフト販売・維持管理業1社、肉製品販売業1社、輸送業（牛乳・農産物・建築資材）1社、電話・PC・衛星ステーション・アンテナ・テレビ受像機・電気設備業1社、建築用金属製品・鉄加工-窓・門・ドア据付業1社、暖房・水道業1社、景観維持・管理・林化・造園・道路建設業1社、建設業1社、計16社。

企業D GmbH & Co.KG.（チューリンゲン州）

経営農地2,700ha

従業員数97名、実習生3名、季節労働者5名。

食肉・同加工食品の直営店を6店舗経営している。

企業E Agrar GmbH Co. KG（ザクセン州ライプチヒ市近郊）

経営面積2,800ha

常雇労働者数54名、実習生9名、季節労働者無し。

この企業は近辺では最大の雇用提供企業である。

土地所有者数は450名。

土地評価値69

年間降雨量 611mm これは植物収穫量を制限する（少ない）雨量である。